

川崎市職員厚生会ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 川崎市職員厚生会ホームページにバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、川崎市職員厚生会ホームページバナー広告掲載要領に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

(禁止事項)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力ができるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるもの）

(色調)

第3条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第4条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

(施行日)

- 1 本ガイドラインは平成26年2月1日から施行する。